

京都市動物園広報業務委託仕様書

京都市動物園広報業務委託（以下「本業務」という）について、以下のとおり定める。

1 総則

- (1) 本業務については、効果的な広報業務を実施することで、京都市動物園の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、その運営や取組についても関心を持っていただくことを目的とする。
- (2) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が、明治36年4月に市民有志からの寄附金を基に、全国で2番目に開園した歴史ある動物園であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上、重要な施設であることを十分理解したうえで業務を実施すること。
- (3) 受託者は、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に遂行すること。

2 対象施設

所在地 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内

名 称 京都市動物園（以下「委託者」という。）

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1) 実施計画

本業務の実施に当たっては、以下の業務内容に基づいた実施計画を策定し、事前に委託者の承認を得ること。

なお、新聞広告等を実施する際、他の企業と合同での広告を掲載することは可能だが、事前に委託者の承認を得ること。

ア 京都市動物園の施設やイベント紹介に関する広報

複数の広報媒体を組み合わせることで、効果的な広報を実施し、年間を通じて動物園の施設やイベント等をPRすること。

なお、本効果及び検証結果について令和8年11月末期日とし、提出すること。

広報を実施する際に必要となるデザイン料及び印刷費用や掲出料等については、別途定めがある場合を除き、受託者の負担とする。

イ 交通広告

京都市交通局の地下鉄やバスに掲出する交通広告物のデザイン作成及び印刷を実施すること（年間4回実施）。

本業務では、デジタルサイネージ広告及び地下鉄駅構内ポスターのデザインのほか、中吊り広告のデザイン・印刷を実施する。詳細は、以下のとおりとする。

①デジタルサイネージ広告

掲出場所：地下鉄駅構内

掲出回数：年間2回（夏・春の夜間開園）

デザイン：2種類

業務範囲：受託者はデザイン制作のみを行う

②市バス・地下鉄中吊り広告

掲出媒体：市バス及び地下鉄（烏丸線・東西線セット）

規 格：B3判（横）

数 量：1回当たり1,350枚

掲出回数：年間2回（秋（9月）・秋（10月）の夜間開園）

デザイン：2種類

業務範囲：受託者はデザイン制作及び印刷を行う

③地下鉄駅構内ポスター

掲出場所：地下鉄駅構内

規 格：B2判（縦）

内 容：中吊り広告及びデジタルサイネージ広告と同一デザイン

掲出回数：年間4回（夏・秋（2回）・春の夜間開園）

デザイン：4種類

業務範囲：受託者はデザイン制作のみを行う

なお、デザイン制作に当たっては、委託者の意向を十分に反映するとともに、京都市動物園の魅力を的確かつ効果的に発信できる内容としなければならない。

また、広告の掲出に係る費用については、委託者が別途負担するものとする。

ウ 動物園刊行物のデザイン制作

動物園で年3回（6月、9月、3月）発行する「動物園だより」のデザイン制作を実施すること。必要な素材（写真、文章等）は委託者が提供し、6ページ分のデザインを受託者が行うものとする。

現在、動物園周辺施設や公立保育園、区役所、市立図書館、一部鉄道駅構内等に配架しているが、それ以外での配架場所について提案があると望ましい。

エ 来園者向け広報

若者世代やファミリー層をターゲットにし、SNS発信等を促し新たな集客につなげることを目的としたフォトスポットパネルを、動物園レクチャールーム前の芝生広場に創出すること。（1枚）

(2) 実施報告書の作成

全業務完了後、実施報告書を提出すること。

(3) その他の業務

前述のもののほか、上限価格の範囲内で、動物園の来園を促す魅力発信のために、より一層効果的な業務の提案があれば、提案を妨げない。また、本業務の遂行に必要な業務を併せて実施するものとする（本市と協議のうえで実施する）。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 本業務で得られた成果物の著作権は京都市に帰属する。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整することとする。
- (6) 当該契約における委託料の支払いについては、業務委託料を1期（4月～6月）、2期（7月～9月）、3期（10月～12月）、4期（1月～3月）に分割し、各期の履行確認をしたうえで、委託者が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。
なお、請求額に1円未満の端数がある場合については、最終請求月に支払うものとする。
- (7) 本業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、誠実に対応すること。